

第4編
人 事

第1章 定数・任用・公表

○大雪消防組合消防職員定数条例

〔昭和48年4月2日
条例第4号〕

改正 昭和49年4月2日条例第7号 昭和54年3月29日条例第1号
昭和56年4月1日条例第1号 昭和56年12月30日条例第3号
昭和59年3月31日条例第1号 平成4年3月31日条例第2号
平成4年12月29日条例第9号 平成5年12月28日条例第5号
平成6年12月27日条例第4号 平成7年12月27日条例第3号
平成8年12月27日条例第3号 平成9年12月26日条例第3号
平成12年3月30日条例第1号 平成19年3月29日条例第1号
平成26年4月1日条例第5号 令和元年12月20日条例第2号
令和5年3月22日条例第4号

（目的）

第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第11条第2項及び大雪消防組合規約10条第1項並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第138条第6項及び第200条第6項の規定に基づき、大雪消防組合職員（以下「職員」という。）の定数を定めるものとする。

（定数）

第2条 職員の定数は、次のとおりとする。

- （1）消防職員 125人
- （2）議会の事務局の職員 2人
- （3）監査委員の事務局の職員 1人

2 前項第2号及び第3号の職員については、同項第1号の職員のうちから各任命権者と協議して兼務させることができる。

3 消防吏員の階級別定数は、消防長が定める。

（定数外）

第3条 次に掲げる消防職員は、前条の定数外とする。

- （1）休職者
- （2）兼務者
- （3）委嘱職員
- （4）地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員、同法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員

2 前項第1号に規定する消防職員が職務に服することにより前条の定数を超えるに至ったときは、その定数に欠員が生ずるまでの間、その職員を定数外とすることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和49年4月2日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和54年3月29日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

第4編 人事（大雪消防組合消防職員定数条例）

附 則（昭和56年4月1日条例第1号）

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年12月30日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年3月31日条例第1号）

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（平成4年3月31日条例第2号）

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成4年12月29日条例第9号）

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成5年12月28日条例第5号）

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成6年12月27日条例第4号）

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成7年12月27日条例第3号）

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成8年12月27日条例第3号）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成9年12月26日条例第3号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月30日条例第1号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月29日条例第1号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成26年4月1日条例第5号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和元年12月20日条例第2号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月22日条例第4号）

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員であって同法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、同条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の大雪消防組合職員定数条例の規定を適用する。